

三田市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池(以下「設備等」という。)を一体的に導入する市民に補助を行うことにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、二酸化炭素排出量を削減することで、ゼロカーボンシティの推進を図ることを目的として実施する三田市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業(以下「本事業」という。)に関し、三田市補助金等交付規則(平成9年規則第1号)のほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。
- (2) 自家消費型住宅用太陽光発電設備 建物の屋根又は敷地内に設置した太陽光発電設備であって、発電した電気を所有者自身が使用するものをいう。
- (3) 蓄電池 設置された住宅の太陽光発電設備と常時接続している電池であって、当該設備が発電する電力を充放電できるものをいう。
- (4) FIT制度 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。)に基づき、再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取ることを義務付ける制度をいう。
- (5) FIP制度 特別措置法に基づき、再生可能エネルギーで発電された電気を事業者が売電したとき、その売電価格に対して一定の補助額を上乗せすることで、再生可能エネルギー導入を促進する制度をいう。
- (6) PPA 事業者が住民の建物の屋根等を借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を当該住民が使用することをいう。

(補助対象者)

第3条 本事業による補助金交付の対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 市内で自ら居住する新築又は既存の戸建て住宅(以下「戸建て住宅」という。)

に、設備等を一体的に導入する者

(2) F I T制度又はF I P制度の認定を取得しない者

(3) 設備等により発電した電力量の30%以上を本事業に係る戸建て住宅の敷地内で自ら消費する者

(4) 市税等を滞納していないこと

(補助対象経費)

第4条 本要綱による補助金交付の対象となる経費は、設備等を一体的に導入する際の購入費用及び工事費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、既存の設備等の取外し若しくは廃棄又は本事業を活用して設置した設備等の買い替えは補助金交付の対象としないものとする。

(補助金額及び補助率)

第5条 本要綱による補助金額は予算の範囲内とし、補助率は別表第1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、別表第2に定める書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金申請者が三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当する場合を除き、補助金等交付決定通知書により、補助金申請者に通知(以下「交付決定」という。)するものとする。なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 市長は、本事業の実施にあたり、補助金申請者が暴力団等であるか否かの確認等は、三田市暴力団排除条例の取り扱いを準用して実施する。

3 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付するものとし、市長が別に定める補助金等交付決定通知書に条件を付して、補助金申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金申請者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 市長は、前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第9条 市長は、補助金申請者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更)

第10条 補助金申請者は、申請内容に変更が生じた場合には、市長が指定する期日までに補助金変更等申請書に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 第7条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の遂行状況報告等)

第11条 補助金申請者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められ、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書及び市長が別表第3に定める添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 市長は、前条の額の確定を行ったのち、補助金申請者から提出される補助金等交付請求書により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令及び本事業に係る要綱その他の規程の規定に違反したとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を市長が別に定める補助金等交付決定取消等通知書により当該補助金申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助金申請者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができるものとし、公表はその取消事由が悪質かつ重大である場合その他の市長が必要と認める場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(加算金及び遅延利息)

第16条 補助金申請者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金申請者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金申請者は、本事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、本事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金申請者は、本事業により取得し又は効用の増加した財産を、別表第4の処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が5

0万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助金申請者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(交付の条件)

第19条 補助金申請者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによること。

- 3 補助金申請者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をす
る場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運
営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、
又は随意契約によることができる。

(様式)

第20条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別
に定める。

- 2 市長及び補助金申請者は、補助金の交付等に関して国及び兵庫県から指示があ
る場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象区分	補助率
太陽光発電設備	70,000円/kW （注1）太陽光パネルとパワーコンディショナー出力の低い値の上限は5kWとする。 （注2）自己所有に限る。
蓄電池	蓄電池の価格（円/kWh）の3分の1 （注1）蓄電池容量の上限は20kWh未満とする。 （注2）蓄電池の価格の上限は141,000円/kWhの3分の1（税抜き）とする。 （注3）蓄電池の価格には、工事費を含むものとする。

（備考1） 補助金額の算定において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（備考2） 補助金額は消費税及び地方消費税を含めない。

別表第2（第6条関係）

(1) 補助金等交付申請書 (2) 誓約書 (3) 交付要件該当に係る確認書 (4) 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書 (5) 委任状（補助金申請に係る事務を委任する場合に限る。） (6) 見積書及び見積内訳書の写し (7) 既存住宅の場合、設置する土地、建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書 (8) 市税及び県税の納税証明書 (9) 既存住宅で設備等を置き換える場合は、二酸化炭素削減効果を示す書類（施行業者によるシミュレーション等） (10) 既存住宅の場合は、申請者の設置地への居住状況を示す公的書類（住民票等） (11) 設置する設備等の仕様がわかるもの（カタログ等の写し）

- (12) 設置予定箇所の設置前の現況写真
- (13) 発電量及び自家消費量に係る根拠資料（施行事業者によるシミュレーション等）
- (14) 既存住宅で共有名義の場合、太陽光発電設備設置に係る承諾書
- (15) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第12条関係）

- (1) 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入実績報告書
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 設備等の保証書の写し
- (4) 新築住宅の場合、設置する土地、建物の全部事項証明書
- (5) 新築住宅の場合、申請者の設置地への居住状況を示す公的書類（住民票等）
- (6) 電力会社との接続契約書、売電契約書等（FIT認定又はFIP認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し
- (7) 設備等が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類
- (8) 設置後が確認できる写真
- (9) 新築住宅で共有名義の場合、太陽光発電設備設置に係る承諾書
- (10) その他市長が必要と認める書類

別表第4（第18条関係）

補助対象区分	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年